

青葉保育所 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、青葉保育所が説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	帯広市
所 在 地	帯広市西 5 条南 7 丁目 1 番地
電 話 番 号	(0155) 65-4158
代表者氏名	市長 米沢 則寿

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	青葉保育所
施 設 の 所 在 地	帯広市西 3 条南 25 丁目 16 番地
連 絡 先	電話番号 (0155) 22-3453 FAX (0155) 22-3453
管 理 者	所長 山崎 和恵
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	満 3 歳以上の児童 63 人 満 1 歳以上満 3 歳未満の児童 20 人 満 1 歳未満の児童 7 人
開 設 年 月 日	昭和 46 年 6 月

3 目的・運営方針

青葉保育所（以下「当施設」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当施設は、保育の提供に当たっては、入所する乳児及び幼児（以下「入所児童」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当施設は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、入所児童の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当施設は、入所児童の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、入所児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当施設における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地	敷地全体	2273.5 m ²
	園庭	約 681.7 m ²
施 設	構 造	木造平屋
	延べ面積	550.00 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	クラス名・備考
乳児室 (ほふく室他含)	1 室	たまご組
保育室	5 室	ひよこ組(満 1 歳児クラス) はと組(満 2 歳児クラス) あおぞら組(3,4,5 歳児クラス) たいよう組(3,4,5 歳児クラス) 保育室(早朝、延長、土曜日使用)
遊戯室(ホール)	1 室	
調理室	1 室	
静養室	1 室	事務室内に併設
休憩室	1 室	
事務室	1 室	

5 職員の設置状況(令和6年4月1日の状況)

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
所長	1	1		
主査				
主任	2	2		
保育士	6	6		
栄養士	1	1		こども課在中
保健師	1	1		こども課在中
調理員	1	1		
用務員	1		1	

当施設では、「北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年北海道条例第 108 号)」を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。なお、入所児童数などによっては、上記の員数と異なることがあります。

6 休業日

日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律 178 号)に規定する休日並びに 12 月 29 日から 31 日と翌年の 1 月 2 日から 3 日までとします。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

い保育標準時間認定に係る保育時間

月曜日から土曜日の保育時間（11時間）	午前 7 時から午後 6 時まで
延長保育時間	午後 6 時から午後 7 時まで

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

月曜日から土曜日の保育時間（8時間）	午前 8 時 00 分から午後 4 時 00 分まで
延長保育時間	朝：午前 7 時から午前 8 時 00 分まで 夕：午後 4 時 00 分から午後 7 時まで

8 提供する保育等の内容

当施設は、保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）を踏まえ、以下の保育の他の便宜の提供を行います。

(1) 帯広市立保育所「保育理念」・「保育目標と保育の方針」

*内容につきましては、別途配布する「入所のしおり」をご覧ください。

(2) 保育及び延長保育の提供

【1 日の流れ】

時間	0・1・2 歳児	3・4・5 歳児	延長保育
7:00	保育標準時間保育開始	保育標準時間保育開始	
8:00	保育短時間保育開始	保育短時間保育開始	
9:30	おやつ 遊び（室内外）	・遊び（室内外）	
11:00	食事		保育短時間の延長保育  保育標準時間の延長保育 
11:30		食事	
12:00	お昼寝 （年齢によって前後します）		
12:30		お昼寝 （年齢によって前後します）	
14:30	目覚め	目覚め	
15:00	おやつ	おやつ	
15:30	随時降所	随時降所	
16:00	保育短時間終了	保育短時間終了	 
18:00	保育標準時間終了	保育標準時間終了	
19:00	閉所	閉所	

(3) 食事の提供

入所児童の年齢に応じ、食事の提供を行います。

その他、下記のとおり食育に取り組んでいます。

○給食展示～毎日の給食を展示しています。

○ふるさと給食の日～地場産の食材を使った給食を提供しています。

○行事食～毎月の誕生会等や行事の時に主食も含めた行事食を提供します。

○こどもクッキング～子どもたちが調理に参加して昼食やおやつを作ります。

○アレルギー除去食～アレルギー物質を除去した給食を提供しています。

*献立表は毎月別途お知らせします。

*食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(4) 健康診断

当施設では、定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

健康診断 全入所児童（年 2 回）

歯科健診 4・5 歳児（年 1 回）

(5) 留意事項

- ・保護者以外の方が送迎される時は、必ずご連絡ください。
- ・当日、欠席又は登所が遅れる場合は、8 時 00 までにご連絡ください。
- ・登降所時には玄関にあるチェック表にご記入ください。
- ・薬の取り扱いについては、原則受け付けていません。

9 保育料等

保 育 料	帯広市が定める額 （口座振替払又は納付書払い）
延 長 保 育 料	帯広市が定める額 （利用翌月に納付書払い）
副 食 費 （3 歳児～5 歳児クラスに限る）	月額 4,500 円（変更になることもあります） （口座振替払又は納付書払い） *令和 7 年度の副食費は 4,800 円/月ですが、今年度に限り 300 円/月を市が補助しています。
保 険 料 （日本スポーツ振興センター共済）	年間 250 円 （生活保護世帯 年間 30 円）
当施設にお支払いいただいた上記費用につきましては、領収書を交付いたします。ただし、口座引落の場合は、希望者のみ領収書を交付いたします。	

*都合により保育所を欠席した場合、保育料は在籍している限り納入して頂くことになります。なお、副食費については、帯広市保育の実施に関する条例施行規則に基づき 6 開所日以上連続でやむを得ず欠席し食事の提供を受けない場合、3 開所日前までに申し出があれば、減額することができます。（退所届を提出しない限り、保育料、副食費を納めなければなりません。月途中で入退所した場合は日割り計算の保育料、副食費となります。

10 利用の終了に関する事項

当施設は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 入所児童が小学校に就学したとき
- (2) 入所児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医

当施設は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

- (1) 内科

医療機関の名称	いなば内科医院
医 院 長 名	稲葉 秀一
所 在 地	帯広市東1条南23丁目18番地
電 話 番 号	(0155) 23-1635

- (2) 歯科

医療機関の名称	みなよし歯科医院
歯科医師名	高橋 耕一
所 在 地	帯広市西5条南36丁目2番11号
電 話 番 号	(0155) 49-6006

12 緊急時の対応

お預かりしている入所児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

保育所で別途、児童緊急カードをお預かりしますのでご記入をお願いします。

<管轄する消防署>

消防署名	とかち広域消防局 南出張所
所在地	帯広市西17条南41丁目5-9
電話番号	(0155) 47-0436

<管轄する警察署>

警察署名	大通交番
所在地	帯広市大通南21丁目6-1
電話番号	(0155) 23-4880

13 非常災害対策

防火管理者	主任 中村 よしえ
消防計画届出年月日	令和6年4月1日
避難訓練	避難訓練及び消火訓練は少なくとも月1回実施
防災設備	自動火災探知器、煙感知器、誘導灯
避難場所	災害時(第四中学校) 水害時(明星小学校)

14 要望・苦情等の窓口

相談・苦情等受付担当者	主任 中村よしえ
相談・苦情等解決担当者	所長 山崎 和恵

【要望・苦情等の受付（対応）方法】

- ・ 要望・苦情等を受け付けた場合には、迅速かつ適切に対応します。
- ・ 要望・苦情等を受け付けた場合には、その内容を記録し、市からの指導又は助言を受けた場合には、必要な改善を行います。

※当施設では保育所内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

15 入所児童の事故に対する保険について

当施設では、以下の保険に加入しています。

保健の種類	日本スポーツ振興センター共済
保険の内容	保育所の管理下において児童が災害にあった場合その治療費や見舞金の給付を保護者に行います。
保険金額	250 円（生活保護世帯 30 円）

＊詳しくは別途配布する入所のしおりにある日本スポーツ振興センター「災害共済給付」のお知らせのページをご確認ください。

16 守秘義務及び個人情報の取り扱い

保育の提供にあたって、職員及び職員であったものが知り得た入所児童及びその保護者に係る個人情報については、法令による場合を除き、保護者の同意を得ずに第三者へ提供する事は、ありません。

17 当施設におけるその他の留意事項

喫 煙	当施設の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動 政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
虐待の防止のための措置	当所では、児童の人権擁護と虐待防止を図るため虐待防止に必要な体制を整備し、職員研修の実施や虐待の早期発見、未然防止に必要な措置を講じます。

保護者保管用

当施設における保育の提供を開始するにあたり、『青葉保育所重要事項説明書』に基づき重要事項の説明を行いました。

保 育 所 名：青葉保育所
説明者職氏名：所長 山崎 和恵

同 意 書

私は、『青葉保育所重要事項説明書』に基づいて青葉保育所の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

同意年月日 令和 年 月 日

保護者氏名及び続柄： (続柄：)

保 護 者 住 所：

児 童 氏 名：

..... き り と り

当施設における保育の提供を開始するにあたり、『青葉保育所重要事項説明書』に基づき重要事項の説明を行いました。

保 育 所 名：青葉保育所
説明者職氏名：所長 山崎 和恵

同 意 書

私は、『青葉保育所重要事項説明書』に基づいて青葉保育所の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

同意年月日 令和 年 月 日

保護者氏名及び続柄： (続柄：)

保 護 者 住 所：

児 童 氏 名：

保育所保管用